

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (記載例)

御注意

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

4 3 2 1  
 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。  
 黒のボールペン又はペンで記載してください。  
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。  
 「1」欄に必要事項を記載してください。  
 「1」欄に必要事項を記載してください。  
 「1」欄に必要事項を記載してください。

**退職などにより普通徴収へ切り替えるとき**  
**※8月分まで特別徴収の場合**

所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3												
フリガナ	マルバツショウジ												
氏名又は名称	株式会社 ○×商事												
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度			
特別徴収義務者指定番号	8	8	8	8	8	
宛名番号						-
担連当絡者先	所属	人事課人事労務係				
	氏名	特徴 花子				
	電話	〇〇〇〇 - △△ - 〇〇〇〇 内線 ( 123 )				

給与所得者	フリガナ	スズキ イチロウ											
	氏名	鈴木 一郎											
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日											
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
	受給者番号	1 2 3 4 5 6											
	1月1日現在の住所	境町〇〇〇-〇											
異動後の住所													
(ア) 特別徴収税額 (年税額)	140,000 円												
(イ) 徴収済額	6 月から 8 月まで 35,600 円												
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	9 月から 5 月まで 104,400 円												
異動年月日	XX 年 8 月 31 日												
異動の事由	1 退職・長期間欠勤 ( 職 勤 欠 亡 他 )												
異動後の未徴収税額の徴収方法	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)												

1. 特別徴収継続の場合

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (6月から翌年5月分)  
 (イ) 徴収済額 35,600 円 (6月から8月分)  
 (ウ) 未徴収税額 104,400 円 (9月から翌年5月分)  
 ↑  
 普通徴収税額

新しい勤務先へは、月割額 \_\_\_\_\_ 円を \_\_\_\_\_ 月分 (翌月 10 日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号 \_\_\_\_\_

納入書の要否 (新規の場合のみ記載)  右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

理由

1. 異動が令和 \_\_\_\_\_ 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 \_\_\_\_\_ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

徴収予定額 (上記 (ウ) と同額) \_\_\_\_\_ 円

左記の一括徴収した税額は、 \_\_\_\_\_ 月分 (翌月 10 日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由

1. 異動が令和 \_\_\_\_\_ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 \_\_\_\_\_ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※市区町村記入欄